

職員の辞職等の手続について（通達）

最終改正 平成28. 9. 30 例規務第41号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについては、下記のように定め、平成18年3月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、辞職願の様式等について（昭和36. 2. 3：6京務第167号）の例規通達は、廃止する。

記

1 辞職の手続

- (1) 職員は、辞職をしようとするときは、辞職願（別記様式第1号）を警察本部長に提出（所属長経由）し、その承認を得なければならない。
- (2) 辞職願は、原則として辞職をしようとする日の14日前までに、所属長に提出するものとする。
- (3) 所属長は、所属職員から辞職願の提出を受けたときは、速やかに、辞職を申し出た理由、性格、素行、平素の勤務状況、家庭の事情、辞職後の生活設計、家族の同意の有無等について、調査し、辞職願進達書（別記様式第2号）により、辞職願を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長に進達するものとする。
- (4) 警務課長は、進達があったときは、辞職願を提出した職員（以下「辞職願提出職員」という。）の階級、勤務経歴等を勘案した上で、人事を担当する職員等のうちから適任と認められる者に面接等（以下「辞職承認面接等」という。）の方法により辞職の理由等を直接聴取させるものとする。ただし、次のいずれかに該当する辞職願提出職員に対しては、辞職承認面接等を省略できるものとする。
 - ア 非違事案への関与事実が既に判明し、監察官室による事情聴取等を受けている職員
 - イ 辞職願提出職員の所属における調査の結果、辞職理由が明確であり、かつ、親族等辞職願提出職員以外の者から当該辞職理由の確認ができていない場合であって、警務課長が辞職承認面接等を実施する必要性がないと判断した職員
- (5) 警務課長は、辞職承認面接等を省略した場合において、必要に応じ、辞職願提出職員に対し、辞職の理由等について、アンケート調査を実施するものとする。この場合において、アンケートを回収するときは、所属幹部の決裁を受けることなく、辞職願提出職員から直接警務課長宛てに送付させるものとする。
- (6) 警務課長は、辞職承認面接等の結果、辞職の理由が明確であり、かつ、非違事案に係る要素がないと判断したときは、辞職を承認する手続に移行するものとする。
- (7) 警察本部長は、辞職願提出職員に京都府警察職員懲戒取扱規程（昭和30年京都府警察本部訓令第11号）第2条に規定する規律違反があると認められる場合において、当該職員を懲戒手続に付すことにつき相当の事由があると思料される場合は、同訓令の定めるところにより懲戒処分の要否が決定されるまでの間、辞職の承認を留保するものとする。

2 辞職承認面接等実施上の留意事項

- (1) 警務課長は、辞職承認面接等の実施及び非違事案に係る要素の有無の判断に当たっては、

特に監察官室長との連携を強化するとともに、必要に応じて、辞職願提出職員の担当する業務を主管する部門と情報の共有を積極的に行うこと。

(2) 警務課長は、アンケートの実施に当たっては、辞職の理由、辞職を決意した経緯、警察組織に対する意見、要望等を調査するものとし、当該辞職の理由等を確実に把握・分析した上、その結果を組織的に共有すること。

(3) 辞職承認面接等が実施される場合であっても、所属幹部による部下職員に対する心情把握及び指導並びに辞職の理由等の聴取及び確認についての重要性は変わるものではないことに留意すること。

3 辞職願作成上の留意事項

(1) 辞職願は、万年筆又はボールペンを使用して全文を自書し、署名押印すること。

(2) 辞職願の日付は、所属長に辞職願を提出する日を記載すること。

(3) 辞職願の文中には、辞職を願い出た理由及び辞職を希望する日を記載すること。

4 死亡退職手続

所属長は、所属職員が死亡したときは、速やかに、所要の調査を行い、死亡診断書又は死体検案書の写しを添えて職員死亡報告書（別記様式第3号）により、警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

別記

様式第1号

京都府警察本部長

年 月 日

階 級 氏 名 殿

所 属 名

階級（職） 氏 名 印

辞 職 願

私は、このたび、 により、 年 月 日をもって辞職したいので、ご承認下さるようお願いいたします。

年 月 末日 廃棄

辞 職 願 進 達 書

京都府警察本部長 殿
 (警務課長経由)

第 号
 年 月 日
 所 属 長 名

職員から辞職願の提出を受けたので、その理由等について調査したところ、下記のとおりであるから、本人の辞職願を添えて進達する。

記

所 属		係 名	
階 級 (職)		ふ り が な 氏 名	
生年月日 (年齢)		採 用 年 月 日	
現階級昇任年月日		現所属配置年月日	
現係配置年月日		現 給 料	
直近過去2年の 勤 務 成 績			
性格、素行及び 平素の勤務状況			
辞職を願い出た理由 及び辞職希望日			
家庭の事情、辞職 後の生活設計及び 家族の同意の有無			
監察官室による事情 聴取の有無		親族等からの辞職 理由確認の有無	
意 見 そ の 他 参 考 事 項			

年 月末日廃棄

職 員 死 亡 報 告 書

京都府警察本部長 殿
 (警務課長経由)

第 号
 年 月 日
 所 属 長 名

職員が、 年 月 日下記の原因により死亡したので、死亡診断書(死体検案書)の写しを添えて報告する。

記

所 属		係 名	
階 級 (職)		ふ り が な 氏 名	
生年月日(年齢)		採 用 年 月 日	
死 亡 時 の 階 級 昇 任 年 月 日		死 亡 時 の 所 属 配 置 年 月 日	
死 亡 時 の 係 配 置 年 月 日		死 亡 時 の 給 料	
直近過去2年の 勤 務 成 績			
性格、素行及び 平素の勤務状況			
死 亡 の 原 因 等			
意 見 そ の 他 参 考 事 項			